

公益財団法人佐賀県市町村振興協会市町村交付金交付規程

平成24年2月16日

規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県市町村振興協会（以下「協会」という。）定款第4条第1項第2号に基づき市町に交付する市町村交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 交付金は、市町村振興宝くじ及び新市町村振興宝くじの収益金をもって佐賀県が協会に交付する県交付金を財源とする。

(交付基準)

第3条 交付金の市町への交付については、均等割3分の1、及び人口割3分の2とする。

(交付金の対象事業)

第4条 交付金の交付対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に定める事業で、市町が必要とするものとする。

(預金利息等)

第5条 市町村交付金の預金から生じる利息等は、交付事務の事務費等に充てるものとする。

(市町の事業計画の提出)

第6条 市町村交付金の交付を受ける市町は、事業計画を協会に提出するものとする。

(事業報告)

第7条 交付金を受けた市町は、当該年度終了後三カ月以内に、事業報告書を協会に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人佐賀県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。